

消食表第 130 号
令和 4 年 3 月 30 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各

都道府県
保健所設置市
各特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

栄養成分表示等に係る分析方法の整理や遺伝子組換え表示制度に係る改正などを主な内容とする、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 21 号）が本日、公布されました。

また、令和 4 年 2 月に林野庁から要望があり、しいたけの原産地については、種菌を植え付けた場所（植菌地）とする見直しを行うこととします。

これに加え、令和 4 年 3 月 18 日に農林水産省とともに公表した「アサリの産地表示適正化のための対策」のうち原産地表示の規定に関して適用の厳格化、食品添加物不使用表示に関して表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を取りまとめた「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の策定等を行います。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり食品表示基準Q&A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。